

令和 3 年 4 月 1 3 日

各 幼 稚 園 長 }  
各 小 ・ 中 学 校 長 } 殿

渋谷区教育委員会教育長

五十嵐 俊子

### 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

各学校においては、これまで新型コロナウイルス感染症の対応について、教職員が協力をしながら児童・生徒への指導とともに、消毒作業等の感染拡大防止に向けた対応に御尽力いただいているところです。

令和 3 年 4 月 1 2 日、「まん延防止等重点措置」が東京都にも適用されたことを受け、教育活動を行う際の配慮する事項について改めて確認をするとともに、引き続き感染症対策の徹底について対応いただくようお願いします。

また、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いします。

### 記

#### 1 学校運営の基本方針

- 感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

今後、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習のハイブリッド化を行うなどの対応をしていく。

#### 2 幼児、児童・生徒に対する指導

##### (1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 渋谷 3 S の徹底、3 密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校・登園時の健康チェック  
（登校・登園前に検温、校舎・園舎に入る前にサーマルカメラ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒同士の間隔は 1 m を目安に最大限確保）
- 30 分に 1 回以上換気
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は速やかに帰宅する。
- 公共交通機関を利用して通学している児童・生徒については、混雑する時間帯を避けられ

るよう、時差通学の配慮を行う。

## (2) 学習活動について

○ 以下の学習活動については、感染症対策を十分に講じた上で実施する。ただし、感染対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(例) 検討する教育活動

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動（マット運動、武道における攻防等）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

## (3) 部活動について

- 更衣室は換気を十分に行い、生徒を小グループに分けて短時間で利用することとする。
- 感染リスクの高い活動は行わない。
- ミーティングは3密を避けるとともに短時間で行う。
- 体調の把握を十分に行い、体調の悪い生徒は参加をさせない。
- 部活動の日時や活動内容を事前に生徒・保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- 「まん延防止等重点措置」期間においては、学校を越えた合同練習や練習試合は中止とする。ただし、公式戦及び公式戦に向けた区内学校との練習試合については可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。

## (4) 学校行事について

- 「まん延防止等重点措置」期間は、幼児、児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う集会や行事は中止又は延期する。ただし、学校規模により密を避けることができる場合はこの限りではない。学校事情により適切に判断する。
- 公共交通機関を利用する区外における校外活動は中止又は延期する。ただし、貸し切りバス等を利用し利用施設に直接向かう場合は、実施制限はしないが、施設がある地域の感染状況は適切に把握し、予防策を十分に講じた上で実施の判断をする。
- 宿泊行事について「まん延防止等重点措置」期間は、原則、中止又は延期する。
- ただし、「まん延防止等重点措置」期間が明けた後については、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、内容を変更するなどの対応を講じた上で、実施の方向で検討を進める。その際、感染対策はこれまで以上に教育委員会事務局所管課及び取扱い業者と連携を密にし、予防に努めるとともに保護者への説明を十分に行い、参加の希望を確認するなど入念に準備を行う。
- また、宿泊施設がある地域の感染状況は適切に把握し、予防策を十分に講じるとともに、実施内容については、内容の変更も含め見直しを行うなど柔軟に対応する。

## (5) 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

- 幼児、児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は速やかに帰宅する。
- 児童・生徒のみの会食やカラオケはしない。

3 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察  
（家族に何らかの症状が見られる場合は幼児、児童・生徒を無理せず休養）  
※この場合、各学校・園においては、幼児、児童・生徒の学びの保障を図ること。
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、大型連休もステイホームする。
- 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 渋谷3Sの徹底、3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット  
（会話や会議の際も必ずマスク着用）
- 毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）
- 委託事業者に対しても健康管理を徹底すること

(2) 給食（昼食）や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(3) 家庭における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

- 毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

(4) 勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 20時以降の不要不急の外出は避ける。
- 不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛し、大型連休中の旅行も延期を検討するなど適切な行動を心がける。
- 歓送迎会は実施しない。

5 オンライン学習等への準備について

- 今後、感染の状況に応じて、渋谷区立園学校版感染症ガイドライン(令和2年9月15日)に基づき、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるよう、各学校においてはオンライン学習等の準備を進めること。

6 児童・生徒への個別の配慮

- 感染予防や感染不安により、登校できない児童・生徒については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。

(担 当) 教育委員会事務局

教育指導課長 渡辺 浩一

統括指導主事 大平 達也

電話03(3463)3024